

令和6年度 駒ヶ根市中央アルプス魅力体感クーポン券 取扱飲食店 募集要項

1. 趣旨

駒ヶ根市における唯一無二の観光資源である「中央アルプス」と駒ヶ根の「食」を、ロープウェイ運賃および飲食の割引補助を行い利用しやすくすることで、多くの駒ヶ根市民ならびに友好都市民に親しんでもらいその素晴らしさを体感し、魅力を広く発信してもらうため駒ヶ根市中央アルプス魅力体感事業の魅力体感クーポン券取扱事業者を、以下のとおり募集します。

2. 魅力体感クーポン券の概要

発行予定総額	310,000 円
発行予定総数	620 セット
券種	500 円券（紙クーポンのみ）
配布方法	ロープウェイチケット売り場（菅の台バスセンターまたはしらび平駅）にて配布
配布対象者	「駒ヶ根市中央アルプス魅力体感事業」を大人区分の料金で利用する者
利用方法	登録店舗等において、飲食に際しクーポン券を利用することで、割引を受けることができる。
事業期間	令和6年7月1日（月）～ 令和7年2月28日（金）
クーポン券有効期限	発行より14日間 （事業最終日に発行された場合、令和7年3月13日まで）

3. 登録資格と条件

次の①②いずれかの事業者

① 駒ヶ根商工会議所会員、または ② 駒ヶ根市内に店舗のある事業者

※ただし、②の事業者は、本社・本店が市内にある場合に限る。

4. 魅力体感クーポン券の利用単位

魅力体感クーポン券の利用は、500 円単位となります。お釣りは出ません。

5. 魅力体感クーポン券の利用対象とならないもの

- （1）国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金）
- （2）換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等）や、電子マネーへのチャージ
- （3）現金との換金、金融機関への預け入れ
- （4）土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い、金融商品（株券、先物、保険、宝くじ等）の購入
- （5）たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- （6）娯楽施設への支払い

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、事業の趣旨にそぐわないもの

6. 事業者負担

今回の魅力体感クーポン券の取扱いに関して、事業者の費用負担はありません。
(事業者登録手数料、換金手数料はかかりません)

7. 申請方法

別紙の魅力体感事業認定申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、市商工観光課へ提出してください。

8. 申請期間

令和 6 年 5 月 27 日（月）～6 月 12 日（水）

※なお、期間後も随時受け付けますが、期間後に申請された事業者は、印刷物や掲示物の掲載が間に合わない可能性があります。

9. 審査・登録

市は、申請期間内に申請のあった事業者（店舗）について審査を行います。
審査の結果登録となった事業者には、後日、店頭掲示用ポスター等を送付します。

10. 換金手続き

- (1) 魅力体感クーポン券の換金は、「使用済み魅力体感クーポン券」、「実績報告書」と「補助金請求書」を提出してください。（実績報告書及び補助金請求書は、後日お渡しいたします。）
- (2) 毎偶数月月末の締め作業を行い、翌奇数月 10 日頃にまでに提出いただくと、提出月の月末に指定口座へ振込みます。
- (3) 上記いずれの場合も、クーポン券の換金額は額面どおりとします。

11. 取扱店の責務等

取扱事業者は、次の事項を順守してください。

- (1) 特段の事由がない限り、魅力体感クーポン券の有効期間中に取扱事業者を辞退しないこと。
- (2) 配布する店頭掲示用ポスター、観光クーポン券利用者の分かりやすい場所に掲示すること（利用の申し出があった場合のみ表示することは不可）。
- (3) もし、魅力体感クーポン券の対象メニュー等を限定する場合には、利用者が混乱しないように、ポスターやメニュー表などに、分かりやすい表示をすること。
- (4) 魅力体感クーポン券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないこと。

- (5) 偽造などの不正使用が明らかな場合は、魅力体感クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実をすみやかに市商工観光課に連絡すること。
- (6) 魅力体感クーポン券の交換・譲渡・売買は行わないこと。
- (7) 受け取った魅力体感クーポン券を自らの支払いに充てないこと。
- (8) 本事業を各店舗での売り上げ増加につなげるため、魅力クーポン券利用期間に合わせた特販の実施など、各店舗での積極的な取り組みをお願いします。

12. 取扱店の資格喪失

万が一、取扱事業者が本要項に定める事項に反した場合には、市は取扱事業者登録を取消し、魅力体感クーポン券の換金を停止することがあります。

【問合せ・書類提出先】

〒399-4192

駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号

駒ヶ根市役所 商工観光課 観光係

TEL 0265-96-7724 内線 441

FAX 0265-83-1278